

平成31年4月25日

さいたま市水道局業務部管財課

さいたま市水道局給水部北部水道建設課

工事価格の算定及び最低制限価格の算定における スクラップ控除額の取扱いについて

さいたま市水道局では、平成31年5月1日以降に起工する工事（※1）から、原則として、工事価格の算定及び最低制限価格等（※2）の算定におけるスクラップ控除額（※3）を下記のとおり取扱いますのでお知らせします。

記

1 工事価格における取扱い

工事価格の算定においてスクラップ控除額は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の算定における率計算の対象としていません。設計書では、次のとおり「スクラップ控除額」を直接工事費に計上いたします。

工事価格＝直接工事費（スクラップ控除額含む）＋共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費等

2 最低制限価格等の算定における取扱い

最低制限価格等の算定にあたっては、「スクラップ控除額」を次のとおり取扱いいたします。

- ・ 直接工事費（スクラップ控除額含む） × 所定の率
- ・ 共通仮設費 × 所定の率
- ・ 現場管理費 × 所定の率
- ・ 一般管理費等 × 所定の率

最低制限価格等に関する要綱等については、さいたま市ホームページ【トップページ＞暮らし・手続き＞上下水道・ごみ＞上水道＞事業者の皆さまへ＞契約関連規程集・様式集＞水道局規程集（建設工事、工事に伴う設計）】<https://www.city.saitama.jp/001/006/002/050/002/p007827.html>に掲載していますので、ダウンロードファイルをご覧ください。

- ※1 平成31年5月1日以降の起工とは、水道局の設計積算システムにより作成される工事設計書等においてシステム管理世代 H31.04/単価 R1.05 以降で作成される工事設計書等をいいます。
- ※2 最低制限価格等は、「最低制限価格」、「調査基準価格」及び「失格基準」を指します。
- ※3 スクラップ控除額は、買取価格であるため金額はマイナス表示「-〇〇,〇〇〇円」となります。

問い合わせ先 さいたま市水道局給水部
北部水道建設課 技術管理係
電話 048-714-3099

参 考

工事費積算例

項番	種別		金額 (円)	備考	
①	直接工事費		900,000		
②	内訳	スクラップ以外	1,000,000	全ての間接費対象	
③		スクラップ	-100,000	全ての間接費対象外	
④	共通仮設費対象額		1,000,000	①-③	スクラップ控除
⑤	共通仮設費		200,000	④×0.2	20%
⑥	純工事費		1,100,000	①+⑤	
⑦	現場管理費対象額		1,200,000	⑥-③	スクラップ控除
⑧	現場管理費		480,000	⑦×0.4	40%
⑨	工事原価		1,580,000	⑥+⑧	
⑩	一般管理費等対象額		1,680,000	⑨-③	スクラップ控除
⑪	一般管理費等 (端数処理前)		504,000	⑩×0.3	30%
⑪´	一般管理費等 (端数処理後)		500,000		
⑫	工事価格		2,080,000	⑨+⑪´	
⑬	消費税相当額		166,400	⑫×0.08	8%
⑭	工事費		2,246,400	⑫+⑬	

※ 上表は説明用の簡略なものであり、数値は全て参考値である。

最低制限価格の算定例

上記、工事費積算例により工事発注を行った場合の最低制限価格の算定例を以下に示しますので参考にしてください。

項番	種別	設計金額 (円)	所定の率	算定額 (円)
①	直接工事費	900,000	× 0.97	873,000
⑤	共通仮設費	200,000	× 0.9	180,000
⑧	現場管理費	480,000	× 0.9	432,000
⑪´	一般管理費等	500,000	× 0.55	275,000
	計	2,080,000		1,760,000
	消費税相当額			140,800
	最低制限価格			1,900,800

※ 上表は説明用の簡略なものであり、数値は全て参考値である。